

議案第 57 号

上越市景観条例の一部改正について

上越市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市景観条例の一部を改正する条例

上越市景観条例（平成 12 年上越市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「第 10 条第 1 項の規定による指定を受けた景観づくり重点区域以外の区域において行われる」を削り、「の変更」の次に「（第 19 条の規定により景観づくり重点区域内において届出を要するものとされた行為を除く。）」を加える。

第 17 条中「のあった行為が規則で定める基準に適合しない」を「があった場合において、良好な景観の形成のため必要がある」に、「当該行為をしようとする」を「当該届出をした」に、「措置を講ずるように助言し、又は指導する」を「助言又は指導をする」に改める。

第 19 条中「安塚区景観づくり重点区域」を「景観づくり重点区域」に、「次に掲げる」を「第 11 条第 2 項第 3 号に規定する届出の対象とする」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。